

『田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱』を制定しました

問町民福祉課環境係 ☎ 52-5810

町内の太陽光発電設備の適正な設置・管理について、設置区域の近隣に住んでいる人の生活環境や自然環境の保全、良好な景観の形成などを図ることを目的として、事業者の責務などを定めた要綱を制定しました。

7月1日以降、田布施町内で対象となる太陽光発電設備の設置事業を行う場合は、太陽光発電設備計画の届出が必要となります。

◇施行日 7月1日（水）

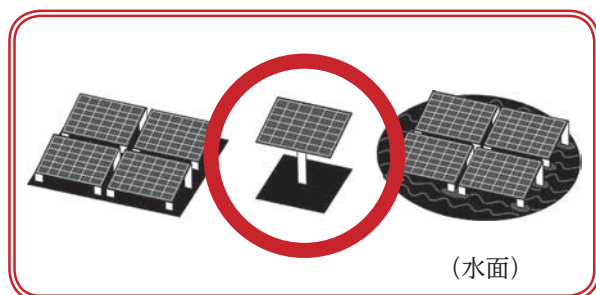
◇対象となる太陽光発電設備

土地などに自立して設置された太陽光パネルの合計出力またはパワーコンディショナーの出力が10kW以上のものが対象となります。

※建築物（家屋や事務所など）の屋根または屋上に設置するものは対象となりません。

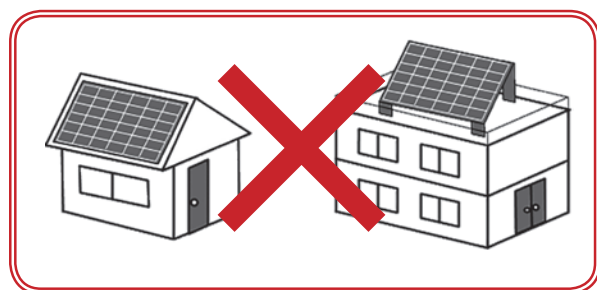
■届出の対象となるもの

土地などに自立して設置するもの



■届出の対象外となるもの

家屋や事務所などの屋根や屋上に設置するもの



■設置事業実施までの流れ

町役場関係課との協議



地元自治会などに対する事業内容の周知



町に設置計画届の提出
(着手の30日前まで)



届出内容の確認、事業者
への指導・助言



太陽光発電設備の設置

◇調査・指導および助言

設置事業に関して必要があると認めるときは、事業内容を調査し、報告を求め、事業者などに対して必要な指導および助言を行うものとします。

◇国などへの情報提供

事業者などが設置事業を行うにあたり、要綱に定める義務を履行しないと認めるときは、FIT法に規定する、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請時に必要な法令などの手続きが適正に行われていないものとみなし、国などにその状況や情報を提供するものとします。